

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和3年12月27日
【会社名】	中国塗料株式会社
【英訳名】	CHUGOKU MARINE PAINTS, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊 達 健 士
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	広島県大竹市明治新開1番7
【縦覧に供する場所】	中国塗料株式会社東京本社 (東京都千代田区霞が関三丁目2番6号 東京倶楽部ビルディング内) 中国塗料株式会社大阪支店 (大阪市西区江戸堀一丁目18番35号 肥後橋IPビル内) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成30年6月21日に提出いたしました第121期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項の規定に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社の連結子会社であるCHUGOKU MARINE PAINTS (Shanghai), Ltd.（以下、「CMP上海」という。）において、現地監査人も加わった社則及び規程類の見直し等の内部統制の改善に関連した話し合いの中で、退職金に相当する支払に関する労働組合との協約の存在を確認し検討した結果、本来は負債計上すべき退職給付に係る負債の計上が漏れていることが判明いたしました。

これを受け、当社は、退職給付債務の算定を外部専門家に依頼するとともに、本件が発生した経緯や原因等の調査を進めるにあたって、より客観的な調査を行うため、令和3年11月17日に外部専門家から構成される調査委員会を設置し調査を行い、令和3年12月24日にCMP上海における退職給付に係る負債の計上漏れに関して、同委員会から調査結果報告書を受領いたしました。

当社は、本報告書の内容及び会計監査人による指摘に基づき過年度の決算を訂正し、平成29年3月期から令和3年3月期までの有価証券報告書、及び平成31年3月期第3四半期から令和4年3月期第1四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

訂正の原因として、CMP上海において労働組合との協約を適切に財務諸表へ反映させる意識が欠如していたこと、CMP上海における退職給付会計の実務に精通する人材の不足、CMP上海で締結された労働組合との協約のような人事規程等に対する当社によるモニタリング、及び海外子会社に対する特に規程類に関する内部監査が十分でなかったことが挙げられます。

これらの当社及びCMP上海の全社的な内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記の開示すべき重要な不備については当連結会計年度の末日後に認識したため、当連結会計年度の末日においては是正が完了しておりません。また、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、すべて連結財務諸表に反映しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、調査委員会の指摘・提言をふまえ、実効性のある再発防止策を策定の上、財務報告に係る内部統制の不備の改善を図ってまいります。

以上